

大阪城天守閣復興 90 周年記念 参加事業応募要領

大阪城天守閣は昭和天皇の即位御大典記念事業として、全額大阪市民の寄付金により復興され、昭和 6 年（1931 年）11 月 7 日に開館し、令和 3 年 11 月 7 日で 90 周年を迎えます。

昭和 6 年といえば、満州事変の起きた年で、以降、日本は太平洋戦争への道をまっしぐらに突き進んでいきました。

戦争の激化にともない、大阪城天守閣は、昭和 17 年（1942 年）9 月 25 日に休館となり、やがて陸軍に接收され、昭和 20 年（1945 年）8 月 15 日の終戦を迎えました。この間、大阪城は大阪陸軍造兵廠（大阪砲兵工廠）に隣接して立地したため、度重なる米軍の空襲にさらされ、伏見櫓・京橋門・京橋口多聞櫓・坤櫓・二番櫓・三番櫓など、いくつもの貴重な歴史的建造物が焼失しましたが、復興天守閣については、幸い被災を免れました。

戦後、大阪城天守閣は米軍（GHQ）に接收されたものの、昭和 23 年（1948 年）8 月 25 日に大阪市へ返還され、翌年 7 月 20 日には一般公開が再開されました。

以来、大阪城天守閣は、①豊臣時代歴史資料、②大阪郷土資料、③武器・武具参考資料、④城郭参考資料の 4 つの分野で、資料の収集・調査・研究に努め、今日まで多くの特別展・テーマ展を開催し、昭和 30 年（1955 年）12 月 28 日に「博物館相当施設」、平成 8 年（1996 年）12 月 6 日には国宝・重要文化財等の「公開承認施設」に指定されました。

平成 7 年（1995 年）から 9 年（1997 年）にかけて実施した「平成の大改修」では、お色直し、耐震補強工事とともに、鉄筋コンクリート製建造物の延命工事も行い、面目を一新するとともに、平成 9 年 9 月 3 日には優れた近代建築として評価され、国土の歴史的景観に寄与する建造物との事由で、国の登録文化財ともなりました。

このように、大阪城天守閣は建物自体も、博物館施設としても、高い評価を得て、こんにちにちに至っています。

昨年来のコロナ禍で、大阪城天守閣も休館を余儀なくされるなど、厳しい状況が続いておりましたが、90 周年を迎えるこの機会に、幾多の苦難を乗り越えてきた大阪城天守閣の歴史を振り返るとともに、コロナ関連の暗い話題が続く中だからこそ、多くの方々と 90 周年をともに祝い、明るい話題を提供して、100 周年に向け、新たな第一歩を踏み出したいと思えます。

つきましては、ともに復興 90 周年を祝い、一緒に盛り上げてくださる「大阪城天守閣復興 90 周年記念」の参加事業を随時募集します。

参加事業となると次の特典があります。

1. 「大阪城天守閣復興 90 周年記念」名義を使用した活動の実施や広報を行うことができます。
2. 「大阪城天守閣復興 90 周年記念」ロゴマークを使用した活動の実施や広報を行うことができます。
3. 「大阪城天守閣復興 90 周年記念 Web サイト」に掲載されます。
4. 「大阪城天守閣復興 90 周年記念」ののぼり旗を貸し出しし、活動の広報を行うことができます。（貸出数には限りがございます。）

※ 大阪城公園内や周辺でのイベントに限定しておりません。

開催場所等に関わらず大阪城天守閣復興 90 周年を一緒にお祝いしてくれる事業を広く募集します。

※ グッズの作成等物販も募集しています。

※ 2022 年 11 月 6 日までに実施完了予定の関連活動や事業を対象とします。

- ※ 主催者の団体・個人の別、営利、非営利は問いませんが、主催者の責任において実施される事業に限ります。
- ※ 事業に要する一切の経費は主催者で負担してください。本事務局からの経費の補助等はありません。
- ※ 申請から登録まで1週間程度かかります。
- ※ 大阪市の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた取組み」を遵守の上、事業を展開してください。

申請から認定までの流れ

① 参加申請

参加申請書に必要事項を記載の上、3, 4枚目のPDFデータを下記提出先までメールにてお送りください。

※ その際には、申請書裏面の注意事項をよく確認してください。

②事務局内で審査（1週間程度、あくまで目安です。）

※ 次のような場合は承認いたしません。

- 1) 本事業の趣旨に反する恐れがある場合。
- 2) 本事業の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合。
- 3) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合。
- 4) その他、承認することが不相当と思われる場合。

③承認可否連絡

※ 事務局での可否決定後は、異議申し立て等には応じません。

※ 承認後でも、上記1)~4)に該当すると判断した場合、承認を取り消すことがあります。

(ご注意)

承認の可否については、申請されたメールアドレスにご連絡いたしますので、メールアドレスは必ずご入力下さい。承認の際はご記入頂いたメールアドレスに承認連絡と共にロゴマークを送付いたします。

記入が無い場合は、申し訳ございませんが、こちらから承認の通知とロゴマークの送付は行いませんので、予めご了承ください。

提出先

大阪城天守閣復興90周年記念事業事務局

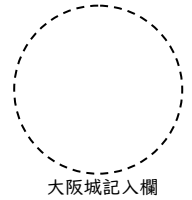
〒540-0001

大阪市中央区大阪城1-1 大阪城天守閣

電話 06-6941-3044 FAX06-6941-2197

E-mail osaka-castle90@osakacastle.net

大阪城天守閣復興 90 周年記念 参加事業申請書



大阪城記入欄

令和 年 月 日

大阪城天守閣復興 90 周年記念事業事務局 宛

事業名			
主催者			
事業分野			
事業内容			
開催日時			
開催場所			
参加費	無料 / 有料 ()		
備考	(有料の場合、料金や割引制度等を記入してください。)		
HP があれば、URL			
Web ページへのリンク希望	有 / 無		
ロゴマーク使用方法	チラシ / パンフレット / テレビ / WEB / 広告 / その他 ()		
のぼり旗の使用希望	有 / 無 (※郵送費は参加事業者様のご負担となります)		
天守閣入場券を活用したプランの検討	有 / 無 (※別途プランの詳細の確認と、契約締結が必要となります)		

お問合せ先

会社名または団体名			
部署名・申請者名			
住 所			
TEL		FAX	
E-mail			

次のページにも注意事項がありますので、確認してください⇒

注意事項

1. 参加事業名義の使用について

参加事業を実施したり広報する際には、「大阪城天守閣復興 90 周年記念事業(以下、記念事業という。)」の名義を使用していただくようお願いします。参加事業名の取り扱いに関しては、「2. ロゴマークの取り扱い」に準じることとします。

2. ロゴマークの取り扱いについて

参加事業を実施したり広報する際には、ロゴマークを使用していただくようお願いします。ポスター、リーフレット等の掲示物や配布物への印刷・貼り付けほか、映像、WEB 使用することができます。

ロゴマークの取り扱いに関しては、以下を厳守していただきます。

- 1) 登録された参加事業以外には使用しないこと。
- 2) ロゴマークを改変しないこと。
- 3) ロゴマークそのものを販売しないこと。
- 4) あたかも当実行委員会の許認可や保証を受けているかのように装わないこと。
- 5) 記念事業の趣旨にそぐわない物品・サービスの販売促進のために使用しないこと。

3. 協働による広報活動について

当事務局では、記念事業の趣旨並びに各参加事業に関する広報活動を行います。ただし、各参加事業の実施時期、規模等により広報活動が行われないことがあることを予めご了承ください。

4. のぼり旗の貸し出しについて

参加事業を広報するために、のぼり旗の貸し出しを行います。開催される参加事業にて使用することが可能です。ただし貸出数には限りがございます。

のぼりの取り扱いに関しては、以下を厳守していただきます。

- 1) 登録された参加事業以外には使用しないこと。
- 2) 貸出はのぼり旗のみです。設置用の棒等必要備品は参加事業者で準備すること。
- 3) 事業申請受理後、1 事業につきのぼり旗 2 枚事務局から郵送（着払）で送付します。
- 4) 申請事業終了後 1 週間以内に当実行委員会に郵送（元払）で返却すること。
- 5) のぼり旗に関する事故について当実行委員会は一切の責任を負いません。
- 6) のぼり旗を汚損、破損された場合は修繕費用を請求する場合があります。

5. 暴力団等の排除について

主催者及び関係者に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に定める暴力団またはその他の反社会的団体、及びそれらの構成員である者はありません。

以上のことに同意します。

大阪城天守閣記入欄		